

高齢の母宅に「要らなくなった洋服はないか」と電話があり、母が「ない」と断ると「食器でもいい」と言われ、ちょうど処分するものがあつたので訪問を承諾したようだ。訪れた業者に不要な皿を見せると、「貴金属はないか」としつこく聞かれ、18金のネックレスと宝石付きの指輪3点を売ってしまった。約2万5000円を受け取ったが、母は売却を後悔している。クーリング・オフをしたい。

(50歳代 女性)

消費者の自宅を業者が訪問し、物品を買い取ることを、「訪問購入」といい、「押し買い」とも呼ばれています。

訪問購入については、消費者を保護するためのルールや制度が法律で定められており、消費者からの要請がないのに、突然訪問して勧誘すること（不招請勧誘）、事業者名、買い取る物品の種類、目的を明示せずに勧誘すること、消費者が断っても、居座ったり、再勧誘したりすることが禁止されています。

相談にあつたクーリング・オフは、訪問購入の場合も認められています。契約書面を受け取った日を1日目として8日間は、はがきや電子メールなどで購入業者に申し入れするで、無条件で契約を解除できます。他にも消費者には「引き渡し拒絶権」が認められており、8日間は物品の引き渡しを拒めます。

購入業者には、次の項目を記載した契約書面を消費者に交付する義務があります。①物品の種類や特徴②購入価格③クーリング・オフについての説明事項④申し込みや契約の年月日⑤事業者の住所、名称、連絡先、担当者の氏名で、渡してもらっていない場合は、交付を求めましょう。購入業者との交渉で必要となるケースがあるので、受け取った書面は大切に保管しておいてください。

トラブルに遭わないためには、貴金属など売る予定のないものを見せないことが大切です。また、業者が買い取りに訪問した際には、一人で対応せず、家族や周囲の人に同席してもらおうとよいでしょう。お困りの際には、最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。